



® 平成30年10月18日(木)

No. 14795 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解⑤9

「白砂青松」事件判決 ..... (1)

商標判例読解⑤9

# 「白砂青松」事件判決

(先使用权の有無と権利濫用の抗弁の成否が判断された事例)

ユアサハラ法律特許事務所/商標判例研究会

弁護士 神田 雄

事件番号：平成29年(ワ)第9779号

裁判所：東京地方裁判所民事第40部(佐藤達文(裁判長)、遠山敦士、廣瀬孝)

判決日：平成30年4月27日判決

結論：請求認容



## 特許業務法人 アイミー 国際特許事務所

所長 伊藤 英彦\*  
弁理士  
副所長 竹内 直樹\*  
弁理士  
弁理士 松田 美幸子\*

副所長 森下 八郎\*  
弁理士  
弁理士 白井 あゆみ  
弁理士 吉田 博由

\*：付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL：06(6120)5210

FAX：06(6120)5211

E-mail：info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

★キーポイント

本判決は、結合商標の類否とともに、先使用権の有無、長期間の商標権の不行使の事実等に基づく権利濫用の抗弁の成否について判断しており、実務上参考になるとと思われる。

第1 事案の概要

1 要旨

本件は、「3 原告の商標」記載の商標（以下「原告商標」という。）の商標権を有する原告が、「4 被告の標章」記載の標章（以下「被告標章」という。）を被告が付して日本酒を販売していること等が原告の商標権を侵害すると主張し、被告に対し、「白砂青松」の標章を付した商品の販売等の差止めを求めるとともに、同標章を付した同商品の宣伝用ポスター、チラシ、パンフレット、包装等の廃棄及び被告のウェブサイトから同標章の削除を求める事案である。

2 当事者

(1) 原告：A

A商店の商号で酒類の製造・販売等を業とする商人である。

(2) 被告：森島酒造株式会社

酒類の製造・販売等を業とする株式会社である。

3 原告の商標

商 標 白砂青松 (標準文字)

指定商品 第30類 和菓子

第33類 日本酒、焼酎、果実酒

出 願 日 平成18年4月19日

登録番号 第5016871号

登 録 日 平成19年1月12日

4 被告の標章

1 1.8リットル瓶



2 720ミリリットル瓶



本件訴訟判決書別紙1より引用

5 被告の行為

被告は、「大観」「白砂青松」の各文字や日本画の絵柄部分から構成され、いずれの文字も横書きの毛筆体で書かれた標章を付した日本酒（720ミリリットル瓶及び1.8リットル瓶の2種類。以下、併せて「被告商品」という。）を製造、販売している。

被告は、平成11年10月から現在に至るまで、被告商品に被告標章を付して販売している。

6 争点

- (1) 原告商標と被告標章の類否
- (2) 先使用権の有無
- (3) 権利濫用の抗弁の成否

第2 争点(1)(原告商標と被告標章の類否)について

1 原告の主張

- (1) 外観、称呼及び観念の類否について
  - ア 外観